

公益社団法人 塩釜青年会議所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人塩釜青年会議所（Junior Chamber International Shiogama）（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を宮城県塩釜市におく。

(目的)

第3条 本会は、英知と勇気と情熱を結集して、会員相互の信頼のもとに資質の向上と啓発に努めるとともに、地域社会の健全な発展と福祉の向上に貢献することによって、明るい豊かな社会を実現し、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会は、特定の個人または法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 本会は、これを特定の政党のために利用しない。

3 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業)

第5条 本会は、その目的達成のため次の事業を行う。

(1) 政治・経済・文化等についての調査研究及びその健全な発展並びに向上に資する事業

(2) 青少年の健全な育成を目的とする事業

(3) 地域社会の健全な発展を目的とする事業

(4) 前各号に定めるもののほか、本会の公益目的の達成に必要な事業

2 前項の事業については、宮城県において行うものとする。

3 第1項に定めるほか、公益目的事業の推進に資するため必要に応じて次の事業を行う。

(1) 会員の資質の向上に資する事業

(2) 国際青年会議所及び日本青年会議所との連携に基づく事業

(3) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業

(4) 本会の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第2章 会員

(会員の種別)

第7条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

塩釜市・多賀城市・七ヶ浜町・利府町・松島町またはその周辺の地域に居住、もしくはその地域にて勤務する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。

(2) 特別会員

40歳の事業年度末まで、正会員であった者で、理事会において入会を承認された者をいう。

(3) 賛助会員

本会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人または団体で、理事会において入会を承認された者をいう。

- 2 正会員が事業年度中に40歳に達した場合は、当該事業年度の終了する日まで正会員としての資格を有する。ただし、当該事業年度に本会の理事であった者は、選任された事業年度に関し1月に開催される通常総会の終結の時まで、正会員としての資格を失わない。

(入会)

第8条 本会の正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 このほか入会に関する事項は、規則に定める。

(会員の権利)

第9条 正会員は、この定款に定めるもののほか、本会の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に有する。

- 2 特別会員、賛助会員については規則に定める。

(会員の義務)

第10条 会員は、定款その他の規則を遵守し、本会の目的達成に必要な義務を負う。

- 2 正会員は、事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。
- 3 会員は、事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第11条 会員は、理事会において別に定める退社届（以下「退会届」とする。）を理事長に提出することにより、任意にいつでも退社（以下「退会」とする。）することができる。ただし、その年度の会費を納入しなければならない。

2 退会届が提出された場合は理事会に報告しなければならない。

(資格の喪失)

第12条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき。
- (3) 死亡または解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員が同意したとき（正会員の場合に限る。）。

(除名)

第13条 正会員が次の各号の一に該当するときは、第23条第2項により、総会において、その会員を除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し、または本会の目的遂行に反する行為をしたとき。
- (2) 本会の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
- (3) 会費を期限までに支払わないとき。
- (4) その他、会員として適当でないと認められたとき。
 - 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その正会員に対し、除名の議決を行う総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をしなければならない。また、その総会において、除名対象者に弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 特別会員または賛助会員が第1項各号の一に該当するときは、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。
 - 4 除名が議決されたときは、その会員に対して通知するものとする。

(休会)

第14条 正会員がやむを得ぬ事由により長期間各種会議、行事に出席できないときは、別に定める休会届を理事長に提出し、理事会の承認を得て、休会することができる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第15条 会員が第12条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 本会の会員は、その資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これは返還しない。

第3章 総会

(種類)

第16条 本会の総会は、定時総会（以下「通常総会」とする。）及び臨時総会の2種とし、

一般法上の社員総会とする。

- 2 毎年1月に開催される通常総会をもって一般法上の定時社員総会とする。

(構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第18条 総会は、一般法に規定する事項及びこの定款で定める次の事項を議決する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 監事予定者の推薦
- (3) 定款の変更
- (4) 事業報告及び会計報告の承認
- (5) 本会の解散及び残余財産の処分方法
- (6) 次に掲げる規則の制定、変更及び廃止
 - ① 役員等の選任の方法に関する規則
 - ② 会員資格に関する規則
 - ③ 会費及び入会金に関する規則
- (7) 会員の除名
- (8) 合併、事業の全部または一部の譲渡
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第19条 通常総会は、毎年1月及び9月に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が決議したとき。
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき。

(招集)

第20条 総会は、前条第2項第2号の場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

- 2 前条第2項第2号の場合を除き、総会を招集する場合は、次に掲げる事項の決定は、理事会の決議によらなければならない。
 - (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項
 - (2) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

- (3) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
- 3 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 4 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに正会員に通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面により議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。
 - 5 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第21条 総会の議長は、理事長もしくは正会員のうち理事長の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第22条 総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第23条 総会の決議は、法令またはこの定款に別に定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数を以て行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分
- (6) 合併等
- (7) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使等)

第24条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面により表決し、または他の正会員を代理として表決を委任することができる。

2 理事または正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会決議があったものとする。

(報告の省略)

第25条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を書面または電磁的記録をもって作成しなければならない。

- 2 議事録には、理事長及び議長並びに議長が指名する正会員2名が署名捺印をしなければならない。

第4章 役員

(役員)

第27条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名以上4名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事（前各号の役員を含む） 10名以上20名以内
- (5) 監事 2名

(選任等)

第28条 理事及び監事は、総会においてこれを選任する。

- 2 理事は、本会の正会員のうちから選任しなければならない。
- 3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 4 監事は、本会の理事を兼任することができない。
- 5 本会の理事のうち、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 7 理事または監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。
- 8 一般法第65条に規定する役員資格のない事項に該当する者は、本会の役員になることができない。
- 9 その他、役員を選任に関して必要な事項は、別に規則に定める。

(理事の職務・権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、本会の業務を執行する。

- 2 理事長は、一般法上の代表理事とし、業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長の業務の執行を補佐する。
- 4 専務理事は、一般法上の業務執行理事とし、理事長を補佐して業務を処理し、事務局を統括する。
- 5 理事会は、理事長、専務理事以外の理事のなかから、一般法第91条第1項第2号の業務執行理事を選任することができる。
- 6 理事長、専務理事及び前項の業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務遂行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正行為をし、またはその行為をするおそれがあると認められるとき、もしくは、法令または定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令または定款に違反し、または著しく不当な事項があると認められるときは、その結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為、その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって、本会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第31条 理事として選任された者は、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関し1月に開催される通常総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 理事の辞任により、この定款で定めた理事の員数を欠けることとなる場合に、当該理事は新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を

有する。

- 4 補欠または増員により期中に就任した理事の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 5 理事は、辞任または任期満了の場合においても、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行わなければならない。
- 6 本定款に定めた監事の員数が欠けた場合、補欠を選任しなければならない。ただし、補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期が満了するときまでとする。
- 7 監事は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(辞任及び解任)

第32条 役員は、理事会の承認を得て、辞任することができる。

- 2 役員は、総会において解任することができる。
- 3 監事を解任する場合は、第23条第2項の規定により基づいて行わなければならない。

(直前理事長等)

第33条 本会に1名の直前理事長及び3名以下の顧問、特別顧問（以下「直前理事長等」という）を置くことができる。

- 2 直前理事長等は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること。
 - (2) 理事会の諮問に応じ、または意見を述べることができる。
- 3 顧問及び特別顧問の選任及び解任は理事会において決議する。
- 4 直前理事長は、前年度の理事長がこれにあたり、直前理事長等の任期、辞任及び解任は第31条及び第32条の規定を準用する。また、第7条の規定に関わらず、直前理事長は正会員の資格を有する。
- 5 直前理事長等は無報酬とする。

(報酬等)

第34条 役員は無報酬とする。

(取引の制限)

第35条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにする、本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己または第三者のためにする、本会との取引
 - (3) 本会がその理事の職務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告し

なければならない。

- 3 前2項の取り扱いについては、第47条に定める理事会の規則によるものとする。

(責任の免除)

第36条 本会は、役員的一般法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第37条 本会に一般法上の理事会を置く。

- 2 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 理事長、副理事長並びに専務理事の選定及び解職。ただし、理事長選出にあたっては、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
- (2) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (3) 事業計画及び収支予算の承認
- (4) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
- (6) 理事の職務の執行の監督
 - 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - (6) 第36条の責任の免除
 - 3 監事は理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べなければならない。
 - 4 直前理事長等は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(種類及び開催)

第39条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は毎月1回開催する。

3 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第30条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(5) 理事長が欠けまたは理事長に事故があり、各理事が理事会を招集したとき。

(招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号及び第5号により理事が招集する場合並びに前条第3項第4号後段により監事が招集した場合を除く。

2 理事長は前条第3項第2号または第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対し通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長または理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、理事長を選任されていない場合に限り、理事の互選とする。

(定足数)

第42条 理事会は、議決に加わることができる理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議決)

第43条 理事会の決議は、この定款に定めがあるもののほか、出席した理事の過半数をもって決する。

2 前項前段の場合において、議長は理事として表決に加わることができない。

3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第44条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その

提案について議決に加わることのできる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第45条 理事または監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第6号の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事長及び出席した監事は、これに署名捺印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに署名捺印する。

(理事会規則)

第47条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める規則による。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第48条 本会は、年9回以上の例会を開催する。

2 例会の運営については、理事会の議決により定める。

(委員会)

第49条 本会は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、または実施するために総会の下に委員会を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長、運営幹事及び委員をもって構成する。

3 委員長は、正会員のうちから理事長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。

4 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事及び直前理事長等を除き、原則として、全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

5 委員会の議事録については、書面で作成し、委員長はこれを管理する。

6 本会は、目的達成に必要な場合において、室、会議、特別委員会を置くことができる。この場合、前4項を準用するものとする。

7 委員会の運営については、理事会の議決により定める。

第7章 資産及び会計

(財産の構成)

第50条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生じる収入
- (7) その他の収入

2 本会の経費は前項の収入をもってこれに充てる。

(基本財産)

第51条 基本財産は、第5条の公益目的事業を行うために保有する。

- 2 基本財産は、総会で基本財産として繰り入れることを議決した財産とする。
- 3 基本財産は、これを処分し、または担保に供する事ができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、第23条第2項により、総会において、その全部もしくは一部を処分し、または担保に供することができる。
- 4 基本財産の運用益は、第5条の公益目的事業に使用しなければならない。

(財産の管理・運用)

第52条 本会の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別に定める規則による。

(会計原則)

第53条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第54条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の事業計画書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出するとともに、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第55条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類を総会に提出し、第1号の書類についてはそ

の内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の計算書類等については毎事業年度の経過後3ヶ月以内に宮城県知事に提出しなければならない。
- 4 本会は、総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産額の算定)

第56条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定しなければならない。

第8章 管 理

(事務局)

- 第57条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には所要の職員を置くことができる。
 - 3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決により別に定める。

(備付帳簿及び書類)

- 第58条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。
- (1) 定款その他諸規則
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事、監事の名簿
 - (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 認定、認可等及び登記に関する書類
 - (6) 理事会及び総会の議事に関する書類
 - (7) 財産目録
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告及び計算書類等
 - (10) 監査報告書
 - (11) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する重要なものを記載した書類
 - (12) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については法令の定めるところによるとともに、第59条第2項に定める規則によるものとする。
 - 3 第1項各号の帳簿及び書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。ただし、理事会の議事録においては10年間備え置くものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第59条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、規則に定める。

(個人情報の保護)

第60条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、規則に定める。

(公告)

第61条 本会の公告は電子公告による。

2 やむを得ない事由により電子公告によることが出来ない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第62条 この定款は、第23条第2項により総会において変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅延なく行政庁に届けなければならない。

(合併等)

第63条 本会は、第23条第2項により総会において、他の一般法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第64条 本会は、一般法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、定款第23条第2項により、総会において、解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第65条 本会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合、または合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の

取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第66条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は総会の決議により、公益認定法第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

（清算人）

第67条 本会の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

（解散後の会費の徴収）

第68条 本会は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算完了の日までは、総会の議決を経て債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第11章 補 則

（委任）

第69条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

附 則

- 1 この定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、原田尚樹とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成25年12月20日から施行する。
- 2 この定款の変更は、平成26年7月11日から施行する。